

柏原市立玉手中学校 部活動に係る活動方針

1. 部活動の意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や自主性・協調性・責任感や連帯感の涵養等に資するものである。

2. 部活動の目的

部活動は、生徒指導上大きな役割を担っている。また、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

3. 運営について

- (1) 部活動顧問（以下、「顧問」という。）は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を得られるようにする。
- (2) 運動部顧問と吹奏楽部は複数で担当することを原則とする。

4. 休養日及び活動時間の設定

休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のように設定する。

- (1) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、平日では実質活動時間は、2時間程度、学校の休業日は半日（3時間程度）を基本とする。
- (3) 下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により活動を休止する場合がある。
 - ① 定期試験の1週間前から試験終了までの期間（ただし試験最終日は除く）
 - ② 8月中旬及び年末年始の学校閉庁日
- (4) 年間完全下校時刻については、以下を原則とする。

◇2月～10月	・ ・ 18 : 00
◇11月～1月	・ ・ 17 : 30
- (5) 定期試験の1週間前の期間が、公式戦の1週間前にあたる場合、事前に生徒指導主事及び全体に報告し、放課後1時間程度の練習を認めることとする。
- (6) 校内研修等、教員が全員参加する研修がある日は、原則として活動を休止すること。ただし、大会前日に限っては、事前に生徒指導主事に報告し、顧問がついた状態での練習を認めることとする。

(7) 土曜日、日曜日及び祝日等の警報発令時の部活動については以下とする。(ただし、公式戦の場合は当該大会の実施要項等に基づき対応することとする。)

- 朝7時の時点で、柏原市に、大雨警報、台風による暴風警報、特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪が対象)が発令されている時は、午前の活動を中止とする。
- 午前10時までに対象となる警報・特別警報が全て解除された時は、13時より活動を可能とする。
- 引き続き、午前10時の時点で対象となる警報・特別警報のいずれかが発令されている時は、部活動は中止とする。
- 部活動中に警報が出た時は、速やかに活動を中止し、通学路等の安全面を十分考慮し、下校させる。

5. 指導について

顧問は、子どもの活動場所になるべく出向き適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す

6. 部活動の設置

(1) 設置している部活動は、以下とする。

<運動部> : ○軟式野球(男)

○ソフトボール(女)

○陸上(男・女)

○男子ソフトテニス ※

○女子ソフトテニス

○卓球(男・女)

○男子バレーボール ※

○剣道(男・女) ※

○女子バレーボール

○バスケットボール(男)

<文化部> : ○吹奏楽 ○美術 ○家庭

※の部活動は令和5年度より新規募集を行わない。

7. その他

○廃止は、参加生徒の減少(単独で試合できる人数)、校地など活動場所の減少、生徒指導上の問題、免許などでの指導者の不在、顧問の確保が困難の場合、存続について職員会議で審議し、校長の判断のもと決定する。

○新規の新人部員数が5名以下のクラブについては、クラブ再編に係る検討の対象とする。職員会議等での検討の結果、募集停止となった場合は、翌年度から該当クラブの募集を停止し、現部員が引退した時点で廃部とする。